

改正の概要

改正条項	改正概要
第 95 条	<p>【たばこ税関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町たばこ税率の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ①旧 3 級品以外のたばこ 1,000 本につき、4,618 円から 5,262 円（プラス 644 円） ②旧 3 級品のたばこ 1,000 本につき、2,190 円から 2,495 円（プラス 305 円）
附則第 16 条の 2	～以上、平成 25 年 4 月 1 日施行
第 9 条（削除）	<p>【個人町民税関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分離課税分（退職所得に限る）の所得割について、税額の 10%控除を廃止
	～平成 25 年 1 月 1 日施行
附則第 22 条	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な震災に係る住宅、家財等の損失雑損控除（繰越可能期間 5 年）の対象となる支出の期間を 3 年間まで拡充 以下、条項の圧縮
	～公布の日から施行
附則第 25 条（新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、個人町民税の均等割に 500 円を加算
	～公布の日から施行（平成 26 年度から適用）

江差町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,262円</u> とする。	(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>4,618円</u> とする。
附 則	附 則
第9条 削除	(町民税の分離課税に係る所得割の特例等) 第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。 2 前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。
(たばこ税の税率の特例) 第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき <u>2,495円</u> とする。	(たばこ税の税率の特例) 第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき <u>2,190円</u> とする。
2 略	2 略
(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合は、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成	(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成

江差町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>2 4年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p> <p>(削除)</p>	<p>2 4年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定について、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</p> <p>3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p> <p>(削除)</p>
<p>3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1又は第44項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p> <p>（個人の町民税の税率の特例等）</p> <p>第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>（追加）</p> <p>4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定について、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</p> <p>5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1又は第44項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p>

江差町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>1 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日</p> <p>2 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の町税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。</p> <p>(町たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。</p>	

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 町は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父と児童であつて次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父と児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者</p> <p>(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者</p> <p>(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>ウ 65歳以上で高齢法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高齢法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者</p> <p>エ 医療保険各法において高齢法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間</p> <p>(4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 町は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父と児童であつて次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父と児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者</p> <p>(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）</p> <p>(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>ウ 65歳以上で高齢法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高齢法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者</p> <p>エ 医療保険各法において高齢法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間</p> <p>(4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p>

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p>	<p>エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p>

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、江差町の区域内に住所を有する乳幼児等であつて、医療保険各法の規定による被扶養者とする。ただし、次の各号の一に該当するものを除く。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等</p> <p>(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等</p> <hr/> <p>(3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている乳幼児等</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、江差町の区域内に住所を有する乳幼児等であつて、医療保険各法の規定による被扶養者とする。ただし、次の各号の一に該当するものを除く。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等</p> <p>(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）</p> <p>(3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている乳幼児等</p>

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として規則_____で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号、被災市街地振興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号）の条件を具备する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第12条において同じ。）があること。</p> <p>(2) その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 <u>21万4,000円</u></p> <p>ロ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>21万4,000円</u>（当該災害発生の日から3年を経過した後は、<u>15万8,000円</u></p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 <u>15万8,000円</u></p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 町営住宅の借上げに係る契約の終了又は町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具备する者とみなす。</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号及び第3号、被災市街地振興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号）の条件を具备する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第12条において同じ。）があること。</p> <p>(2) その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第2項で定める場合 <u>令第6条第3項第1号に規定する金額</u></p> <p>ロ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>令第6条第3項第2号に規定する金額</u></p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第3項第3号に規定する金額</u></p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 町営住宅の借上げに係る契約の終了又は町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具备する者とみなす。</p>

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行																				
<p>2 前条第2号口に掲げる町営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあっては、<u>同条第2号、第3号及び第4号</u>）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>（使用料）</p> <p>第59条 駐車場の使用料は、<u>1区画につき月額2,100円</u>とする</p> <p>第62条の3 集会所の名称及び位置は<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>第62条の4 集会所を使用する者は、<u>別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>削除</p>	<p>2 前条第2号口に掲げる町営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあっては、<u>同条第2号及び第3号</u>）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>（使用料）</p> <p>第59条 駐車場の使用料は、<u>別表に定める額</u>とする</p> <p>第62条の3 集会所の名称及び位置は<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>第62条の4 集会所を使用する者は、<u>別表第3</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表第1（第59条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>区画数</th><th>月額使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陣屋団地A駐車場</td><td>江差町字陣屋町220番地の3</td><td>22</td><td>2,100円</td></tr> <tr> <td>陣屋団地B駐車場</td><td>江差町字陣屋町127番地の7</td><td>16</td><td>2,100円</td></tr> <tr> <td>陣屋団地C駐車場</td><td>江差町字陣屋町127番地の7</td><td>26</td><td>2,100円</td></tr> <tr> <td>陣屋団地D駐車場</td><td>江差町字陣屋町129番地の27</td><td>8</td><td>2,100円</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第62条の3関係） (略)</p> <p>別表第2（第62条の4関係） (略)</p> <p>別表第3（第62条の4関係） (略)</p>	名称	所在地	区画数	月額使用料	陣屋団地A駐車場	江差町字陣屋町220番地の3	22	2,100円	陣屋団地B駐車場	江差町字陣屋町127番地の7	16	2,100円	陣屋団地C駐車場	江差町字陣屋町127番地の7	26	2,100円	陣屋団地D駐車場	江差町字陣屋町129番地の27	8	2,100円
名称	所在地	区画数	月額使用料																		
陣屋団地A駐車場	江差町字陣屋町220番地の3	22	2,100円																		
陣屋団地B駐車場	江差町字陣屋町127番地の7	16	2,100円																		
陣屋団地C駐車場	江差町字陣屋町127番地の7	26	2,100円																		
陣屋団地D駐車場	江差町字陣屋町129番地の27	8	2,100円																		

江差町図書館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(協議会の委員)</p> <p>第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は7名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(協議会の委員)</p> <p>第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は7名以内とし、教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

江差町営林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、営林事業費特別会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>

江差町介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料)</p> <p>第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第38条第1項に掲げる者 <u>33,100円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>41,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>49,700円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>66,200円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>82,800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>99,300円</u></p> <p>2 前項の保険料を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(保険料)</p> <p>第2条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第38条第1項に掲げる者 <u>30,700円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>38,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>46,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>61,400円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>76,800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>92,100円</u></p> <p>2 前項の保険料を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

監査
15

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(健康、環境被害物質等に係る除害施設の設置等)</p> <p>第22条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水 (法第12条の2第1項、又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならない こととされるものを除く。) を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施 設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき<u>0.2ミリグラム以下</u></p> <p>(16)～(41) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(健康、環境被害物質等に係る除害施設の設置等)</p> <p>第22条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水 (法第12条の2第1項、又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならない こととされるものを除く。) を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施 設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき<u>1ミリグラム以下</u></p> <p>(16)～(41) (略)</p> <p>2 (略)</p>

江差町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(剩余金の処分等)</p> <p>第8条 江差町水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額および前事業年度から繰り越した利益のうち法第32条の2の規定により毎事業年度生じた欠損金をうめた後の残額の全部または一部を次の各号に掲げるいずれかの積立金として積み立てることができる。</p> <p>(1) 減債積立金（企業債の償還に充てるための積立金をいう。） (2) 利益積立金（欠損金をうめるための積立金をいう。） (3) 建設改良積立金（地方公営企業の建設または改良を行うための積立金をいう。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外に使用することができる。</p>	<p>(追加)</p>
<p>(資本剩余金の処分等)</p> <p>第9条 每事業年度生じた資本金剩余金は、その源泉別に該当内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。</p> <p>2 資本剩余金は次に掲げる方法により処分するものとする。</p> <p>(1) 次条2項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため、資本剩余金を取り崩す方法 (2) 資本剩余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これに類する金銭または物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、またはこれを譲渡し、撤去し、もしくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該損失をうめるため、当該資本剩余金を取り崩す方法</p>	<p>(追加)</p>
<p>(欠損の処理)</p> <p>第10条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。</p> <p>2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額</p>	<p>(追加)</p>

江差町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>があるときは、翌事業年度へ繰り越し、または資本剰余金（前条第2項2号の規定に基づき取り崩す方法により処分することができる部分を除く。）をもつてうめることができる。</p>	

○○
○○